

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり

## 道路での取組



国土交通省道路局

# 道路の可能性の提示(道路ビジョン2040より)

- 国土交通省道路局では、令和2年6月、今後の道路政策に係るビジョンとして、「2040年、道路の景色が変わる」を発表。
- 将来、予測される様々な「道路の景色」を紹介。



人中心の空間として再編した、  
まちのメインストリート



曜日や時間帯に応じて道路空間  
の使い方が変わるマネジメント

ビジョン実現に向け、

## 歩行者利便増進道路を創設

**賑わいのある道路空間を構築するための  
道路の指定制度**

道路法等の一部を改正する法律

R2.5.20 成立

R2.5.27 公布

R2.11.25 施行



# 地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築

## 歩行者利便増進道路（ほこみち）

【道路法等の一部を改正する法律案（R2.5.20成立、5.27公布） 11.25施行】

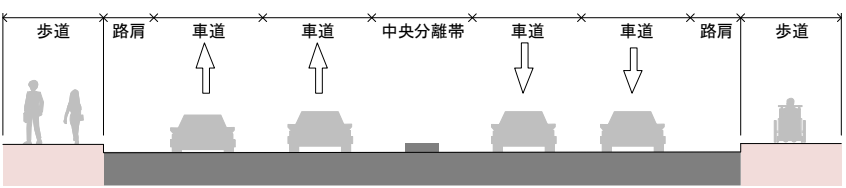
○ 賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設

### 歩行者の利便増進のための構造基準の策定

- 歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能に

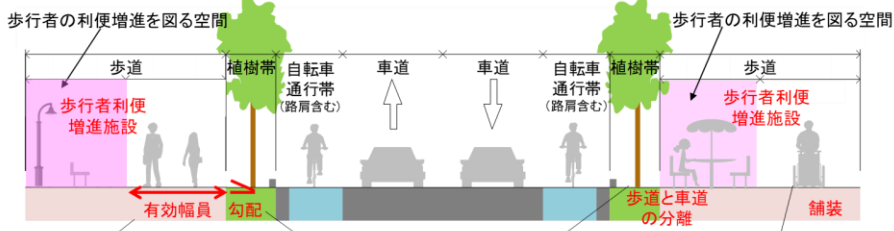
#### 〔新たな構造基準のイメージ〕

#### 〔現行〕



車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡幅

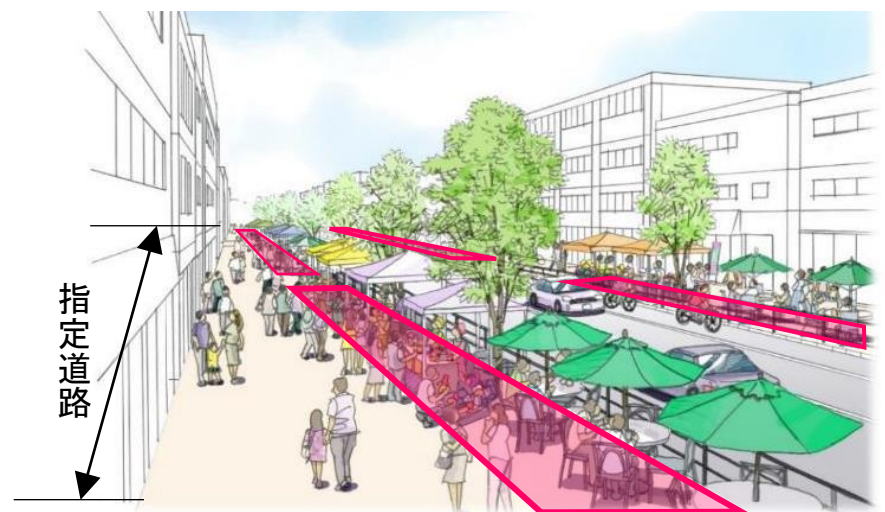
#### 〔改築後〕



<p>バリアフリー基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車いす同士がすれ違える歩道の有効幅員（2.0m以上）を確保</li> </ul>	<p>バリアフリー基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の縦断勾配 5%以下（特例値8%）</li> <li>歩道の横断勾配 1%以下（特例値2%）</li> </ul>	<p>バリアフリー基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>植樹帯や並木や柵の設置</li> <li>縁石の設置 高さ15cm以上</li> </ul>	<p>バリアフリー基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>透水性舗装を活用し、平坦で滑りにくく水はけが良い仕上げとする</li> </ul>
---	--	---	--

### 利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

- 特例区域では、**占用がより柔軟に認められる**
- 占用者を幅広く公募**し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に
- 公募により選定された場合には、**最長20年の占用**が可能（テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく）



# 歩行者利便増進道路(ほこみち)制度



## 新たな占用特例制度

- ・歩行者の利便の増進や、地域の活力の創造といった歩行者利便増進道路の目的をより効率的に達成するため、また、必要に応じて民間事業者等による歩行者利便増進施設等の整備を認めていくために、**占用特例制度**と**公募占用制度**を創設。

### ■ 占用特例制度

- ・歩行者利便増進道路のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するための区域（**利便増進誘導区域**）を指定した場合、当該指定した区域内におけるこれらの施設等の占用については、**占用特例を認める**こととしました。
- ・占用特例とは、対象区域内において、**無余地性の基準にとらわれず**歩行者の利便増進のために必要な機能を配置することができることを意味します。

### ■ 公募占用制度

- ・利便増進誘導区域（特例区域）において、公募により占用者を選定することが好ましい歩行者利便増進施設等については、より歩行者の利便の増進に資するものを選定し、道路の適切な場所への設置を誘導するという観点から、**複数の占用希望者からの提案**を踏まえ、通常の道路占用許可（5年）より**長期間（最長20年）**にわたり、より積極的に占用許可を認めることができることとしました。

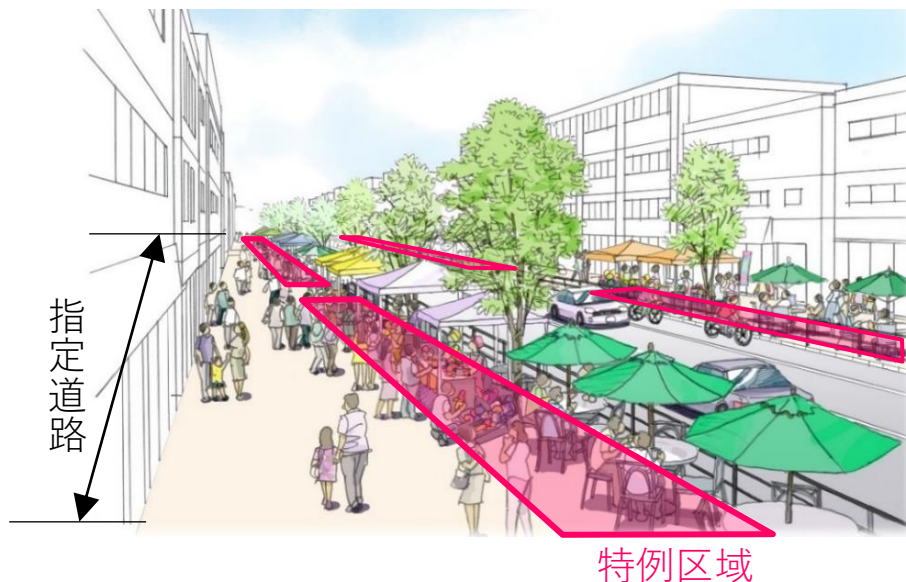


# 歩行者利便増進道路(ほこみち)制度



## 新たな占用特例制度の特徴（メリット）

- ・ 指定道路内に定めた利便増進誘導区域（特例区域）では、道路占用許可が柔軟に認められます。  
⇒ “無余地性”の基準が除外され、**カフェやベンチ等の占用物件が置きやすくなります。**
- ・ 道路空間を活用する者（=占用者）を公募により選定することが可能になります。  
この場合には、**最長20年の占用が可能**となります（通常は5年）  
⇒ **民間の創意工夫を活用した空間づくり**が可能となります。  
⇒ テラス付きの飲食店など、**初期投資の高い施設も参入しやすくなります。**  
⇒ 従前から占用されている場合等は、公募を行う必要はありません。  
（ただし、占用期間は通常どおり）



# 歩行者利便増進道路(ほこみち)制度



## 歩行者利便増進施設の占用料

※直轄国道以外は、各自治体条例の規定等に準用

- ・歩行者利便増進施設等の設置にあわせて道路維持管理への協力が行われる場合、占用料は減額されます。

歩行者利便増進施設等の設置に併せて、占用主体が**道路維持管理の協力**（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）を行う場合、**占用料の額の90%を減額する**ものとします。

ただし、この減額率を適用する場合、別に定める減額率は適用しないものとします。

# (参考)歩行者利便増進施設等として認められる物件



歩行者利便増進施設等として認められる物件の例	道路法施行令 第16条の2
・ 広告塔 ・ ベンチ ・ 街灯 ・ 電飾、提灯、ランプ ・ フラワーポット ・ 音響機材（スピーカーなど）	第1号、第2号 第6号イ
・ 看板 ・ 標識 ・ 旗ざお ・ 幕 ・ アーチ	第1号、第3号 第6号ハ
・ 食事施設 ・ 購買施設 (テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む。)	第4号
・ レンタサイクル用の自転車駐車器具	第5号
イベントのために設けられる ・ 露店 ・ 商品置場 ・ ステージ、やぐら、観客席 (テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む。)	第6号ロ

※ 緑字は、施行令に明記されていないが、道路占用が認められ得る物件の例。

※ 施行令第16条の2 **第1号から第5号までに規定されているもの**は、第6号に規定されていなくても、**イベントのために設けることは可能。**



# 滞在快適性等向上区域と歩行者利便増進道路制度の活用

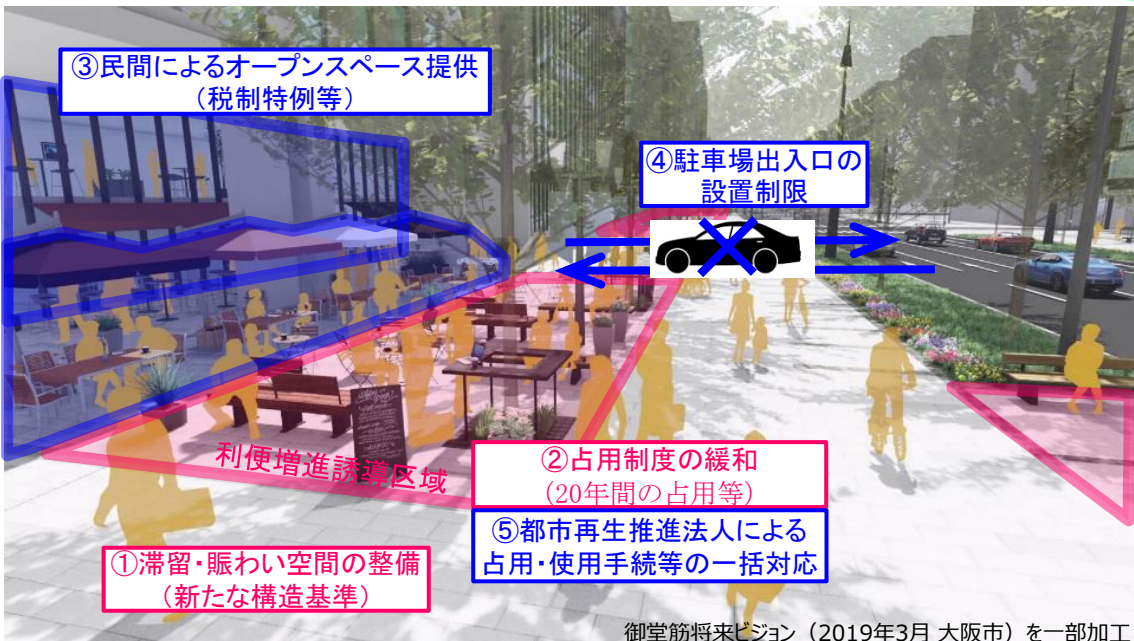
道路管理者は指定の前に、市町村のまちづくり担当者と情報共有や必要な調整を行い、滞在快適性等向上区域(改正都市再生特別措置法)との併用により「居心地が良く歩きたくなる」空間を創出する等、指定の効果をも高めることが望めます。

## 歩行者利便増進道路

- ① 車線を減らして歩道を広げるなど、歩道等の中に(通行区間とは別に)歩行者の滞留・賑わい空間を整備することが可能  
→公共: 交付金による重点支援(国費率の嵩上げ等)
- ② カフェやベンチの設置など、占用制度を緩和  
→“無余地性”<sup>※1</sup>基準の適用が除外され、占用物件が置きやすく  
※1 無余地性＝道路区域外にその占用物件を置く余地がなく、やむを得ない場合のみ占用を許可する、という基準  
→実質的に20年の占用が可能、多額の初期投資が必要な物件も設置しやすく(公募占用を行う場合<sup>※2</sup>。通常は5年。)  
※2 公募が行われない場合でも、道路協力団体による占用であれば許可に代わって協議で占用可

## 滞在快適性等向上区域

- ③ 公共による道路の修復・改変と民間によるオープンスペースの提供など、官民一体による公共空間の創出が可能  
→公共: 交付金  
民間: 税制特例、補助金
- ④ 区域内の特定の道路について、駐車場出入口の設置を制限することが可能
- ⑤ イベント実施時などに都市再生推進法人が道路の占用・使用手続等を一括して対応



両制度を併用すると…相乗効果 **大**

- i. 歩行者の利便増進のための道路整備や、その周辺で民間によるオープンスペースが提供されるなど、エリア内でまちづくりが行いやすくなる。
- ii. カフェ、ベンチ等の道路の占用について、占用基準・期間の緩和、都市再生推進法人による手続面のサポートにより、空間活用が行いやすくなる。
- iii. 歩行者の利便増進が図られた道路沿いの駐車場の出入口の設置制限により、エリア内の安全性や快適性が向上する。

# ほこみち指定の拡大



2020年11月 法施行

2023年5月時点

44 市区町  
119 路線

## 東北地方：5路線

岩手県 2路線	盛岡市 2
山形県 1路線	山形市 1
宮城県 2路線	仙台市 2

## 近畿地方：10路線

滋賀県 1路線	東近江市 1
京都府 1路線	京都市 1
奈良県 1路線	奈良市 1

## 北陸地方：2路線

新潟県 2路線	新潟市 2
---------	-------

福井県 2路線	福井市 1	敦賀市 1
---------	-------	-------

## 関東地方：27路線

長野県 16路線	長野市 2	松本市 9	上田市 2	北佐久郡 1	千曲市 2
----------	-------	-------	-------	--------	-------

山梨県 1路線	甲府市 1
---------	-------

東京都 5路線	港区 1	狛江市 4
---------	------	-------

神奈川県 5路線	横浜市 4	鎌倉市 1
----------	-------	-------

兵庫県 3路線	神戸市 2	姫路市 1
大阪府 2路線	大阪市 2	

## 中部地方：20路線

静岡県 12路線	静岡市 5	富士市 5	沼津市 1	富士宮市 1
----------	-------	-------	-------	--------

岐阜県 7路線	岐阜市 2	大垣市 2	高山市 1	各務原市 2
---------	-------	-------	-------	--------

## 中国地方：40路線

岡山県 4路線	岡山市 4				
山口県 17路線	下関市 9	宇部市 4	周南市 4		
広島県 19路線	広島市 4	呉市 5	尾道市 2	福山市 7	廿日市市 1

愛知県 1路線	江南市 1
---------	-------

## 九州地方：15路線

福岡県 3路線	久留米市 3
---------	--------

佐賀県 4路線	佐賀市 4
---------	-------

長崎県 1路線	長崎市 1
---------	-------

熊本県 7路線	熊本市 7
---------	-------

○ほこみち指定箇所一覧(道路局HP)

<https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/ichiran.pdf>

# ほこみちインスパイアフォーラム2023

今回のフォーラムは、「みち活新世紀」として**人が主役の魅力ある空間をテーマに開催**。各地域の道路空間活用に関する最新の取組状況やアイデアについて発表。**子どもをテーマにした“みち”の可能性についてディスカッション**を実施。会場には子ども用の遊具やライブラリーを設置。行政や民間企業等の約710名が参加。

## 開催概要

日時：2023年11月30日（木） 15時～18時  
 場所：東京ポートシティ竹芝 ポートホール  
 主催：ほこみちプロジェクト事務局/国土交通省道路局  
 参加：会場245名、WEB288名 計 533名



## 実施内容

### ◇テーマトーク

地域を変える知られざるほこみちの躍動と展開  
 ・国土交通省道路局

### ◇ほこみち最前線

各地の道路空間活用等の取組・アイデアを発表  
 ・これまでの実践とつなぐ、長崎市のほこみち（長崎市）  
 ・狛江の目指す「市民が主役のほこみち」（狛江市）  
 ・課題解決する上野のみち活（東京都台東区）  
 ※中継※ なんば駅前広場の歩行者天国化（大阪市）  
 ・「懐の深い公共空間」を目指す福山（福山市）  
 ・再開発を起点に地域を巻き込む虎ノ門のほこみち（東京都港区）  
 ・これからのほこみちに活かしたい広場ニストの視点

### ◇みち活トレンド分析

道路空間活用に関心を持つ学生の意見や考えを分析  
 ・日本大学理工学部建築学科准教授、  
 ソノバ共同代表理事 泉山 塁威

### ◇子どもまんなかみちづくり

子ども目線のみちづくりから広がる可能性についてディスカッション  
 ・山下 裕子（広場ニスト）  
 ・三浦 志乃（ストリートライフメイカーズ）  
 ・梶原 ちえみ（国土交通省総合政策局）  
 ・安藤 哲也（コミュニティデザインラボ machi-ku、  
 柏アーバンデザインセンター）  
 ・三谷 繭子（ほこみちプロジェクト ディレクター）





# ほこみちの詳細や全国のほこみちの情報を発信中！

歩行者利便  
増進道路  
-ほこみち-

## 道路局HP

<https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/>



## ほこみちプロジェクトHP

<https://hokomichi.jp/>

